

道徳的に非難されるメッセージの意図概念と取り消し可能性

川口 由起子^[1]

[1] 植草学園大学発達教育学部

本稿の分析の対象は、人権侵害に関する苦情や批判を直接のきっかけとして謝罪に至る日本国内の広告等の発行物の文章事例である。本稿の目的は、その謝罪の発信者の伝達内容と意図に対して、日常会話理解の理論における話し手の意図概念を用いた分析が適用可能か、検討することである。語用論先行研究では、推論的に導出される非字義的内容は取り消し可能であるとされてきた。本稿は、2019年の1文章事例で、聞き手が導出する非字義的内容の取り消しを認めない批判が存在することを確認し、先行研究の事例と比較検討した結果、当該事例では取り消し可能性の問題が発話と話し手を対象とする道徳的非難と倫理的免責性に関連していること、および、先行研究における意図概念と取り消し可能性の議論に修正が必要であることを示した。

キーワード：意図、取り消し可能性、非字義の意味、謝罪、広告

1. はじめに一問題の背景

1.1 問題の背景

マスメディアの登場以来、文字情報（書き言葉）を中心とする公に発信されたメッセージが、苦情や批判を直接のきっかけに謝罪や取り下げに至る事例がみられるようになった¹⁾。公に発信されるメッセージとは、新聞や雑誌の記事、インターネット上に公開されるものを含む企業広告、政治家など著名人の発言等、発信者（話し手）が何らかの方法で受信者（聞き手）に伝達する、理解可能な意味をもつ文章などのまとまりのことである。本稿では、以下「公メッセージ」と呼ぶ。

スマートフォン等からインターネット上の情報にアクセスしやすくなり²⁾、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等で低コストで意見が発信できるようになった。その結果、公メッセージに対する迅速かつ多数の批判が容易になり、いわゆる「炎上」状態に至ることもある。批判を受けた公メッセージの撤回の告知や謝罪も、紙媒体だけでなくウェブサイトやSNS公式アカウント等で発信されるようになった。これらの結果、公メッセージと、批判を受

けて取り下げ謝罪をする場合の告知の両方が、広く一般市民の目に触れることとなった。

1.2 目的

本稿の目的は、文字（書き言葉）による公メッセージが一般市民からの苦情や批判を直接のきっかけに謝罪に至った事例において、メッセージの発信者とみなされる者あるいは団体の伝達内容と意図に対して、言語哲学者 P. Grice が提唱した日常会話理解の理論の〈話し手の意図〉概念と取り消し可能性が有効か、検討することである。

日常会話の意味理解の基礎となった先行研究によると、書き言葉を含む日常言語において、話し手（発信者）の意図が、その発話や文章の意味で重要な役割を果たす。Grice (1957, 1989) における話し手の意図概念と会話の推意 (conversational implicature)、後続する Walczak (2016) 等の先行研究の議論が妥当ならば、日常会話で伝達される内容（の少なくとも一部）は、話し手が聞き手に伝えようとする内容、すなわち話し手の意味 (speaker's meaning) であり、聞き手が推論的に導出（解釈）する非字義的内容（会話の推意や表意 (explicature)³⁾ は、取り消すこと

ができる⁴⁾。しかしながら、聞き手（批判者）に受け取られるような意図はなかったと話し手（発信者）が示すにもかかわらず、聞き手によっていったん導出された意味が取り消されない公メッセージ事例がある。本稿は、そのような事例で、話し手の意図概念を基礎とする理論の説明力が不十分であることを示す。

なお、本稿の目的は、謝罪文の一般的傾向や共通点を明らかにすることではない。したがって分析対象事例の網羅的なリストアップや分類は行わない。既存理論への反例を示すことが本稿の目的であるため、事例数が少ないことは本稿の価値を減じない。また、本稿は実証的な検討ではなく、現実の事例の解釈可能性についての概念的考察の提示にとどまることを、あらかじめお断りしておきたい。

1.3 方法

以下、2節で、本研究が対象とする事例とその選定理由を説明する。3節で、会話の理論の先行研究における取り消し可能性の議論を振り返る。4節で、対象事例である公メッセージから聞き手（公メッセージを読む者）が導出した非字義的内容を、批判者の主張から再構成する。そして、話し手が導出された内容を取り消すにもかかわらず、批判者である特定の聞き手が推論によっていったん導出した内容の取り消しを明示的に拒否することを確認する。つまり、先行研究の取り消し可能性概念を用いる説明的枠組みが、当該事例において有効でないことを示す。

2. 対象となる事例

2.1 事例の収集

本稿の分析の対象事例は、日本語の発行物について、苦情や批判を直接のきっかけとして謝罪と受け取れる文章を公表した複数の事例から選定した2019年の1事例である。本研究は、話し手の意図が重要視される事例として、差別などの人権侵害に関する言説を対象とした。人権侵害的発言は、ヘイトスピーチのような違法行為を含んでおり⁵⁾、違法行為で行為者の動機（意図）が量刑判断に関連して取り沙汰されると同様に、発言（者）の意図が重

要視されうる言語的やり取りのひとつである。本研究は、人権侵害的であると解釈されたことで謝罪に至った9事例（ジェンダー関連6、民族差別関連2、表現の自由関連1）を収集した。歴史・文化的背景が変数とならないよう、日本国内の過去5年（2014-2109）の事例に絞った。ただし、参考のために海外における1事例（民族差別関連）もあわせて収集した（表1）。これらの事例から、以下の選定理由2点により1事例（週刊ポスト、2019）を選定した。

- (1) 公メッセージの発信から1週間以内に、匿名でない複数の研究者またはジャーナリストによる批判の文章が確認できること。公メッセージを直接の対象とする批判の存在を明確にするためである。
- (2) 公メッセージの発信から1週間以内に、1つ以上のSNSで(1)の批判の文章が、500以上のアカウントからリツイートやシェアなどで能動的に拡散（コピーと再投稿）された発言（ポストやツイート）が10以上確認できること。公メッセージに対する批判がごく一部の人によって行われたのではなく、一般的な感覚から多数とって差し支えない数の批判がなされたこと、また、SNSを介して文章によって批判が拡散、継承されたことを明確にするためである⁶⁾。

2.2 対象とする事例—週刊ポスト（2019）

選定した1事例は、週刊ポストの広告とその謝罪である。2019年9月13日号（9月2日発売）の週刊ポストの広告が、2019年9月2日付朝日新聞朝刊に掲載された（図1）。韓国を特集したこの号は、記事の見出しとして、「韓国なんて要らない」「『嫌韓』ではなく『断韓』だ 厄介な隣人にサヨウナラ」「10人に1人は要治療大韓神経精神医学会）一怒りを抑制できない「韓（国人という病理）」等（以下、これらの見出しの集合を週刊P公メッセージと呼ぶ）が含まれたため、これらが差別（ヘイトスピーチ）的であるとして、道徳的に非難する批判コメントおよびそれらの拡散が、同2日から多くのSNSアカウントで行われた。その結果、週刊ポストは、同2日19時に公式ウェブサイトである「週刊ポストセブン」に以下の文書を発表した（週刊ポスト、2019。記号を含め原文ママ）。

表1 収集した事例

整理番号 年月日	媒体の名称と概要	カテゴリ	結果
1 (2014. 1)	人工知能学会の学会誌表紙、ほうきと本を持つ女性型アンドロイドのイラスト	ジェンダー	公式サイトで謝罪 (文章)
2 (2018. 5)	キリン午後の紅茶広告「午後ティー女子」	ジェンダー	公式アカウントでツイート削除, 謝罪 (文章)
3 (2018. 6)	Yahoo! 男性エンジニアの発言「女性エンジニアが少ないとやる気がでない」	ジェンダー	ヤフー公式サイトにて謝罪 (文章)
4 (2019. 1)	週刊 SPA! 記事「ヤレる女子大学生ランキング」	ジェンダー	同紙の発行元公式サイトで謝罪 (文章)
5 (2019. 3)	トヨタ自動車広告「女性ドライバーの皆様へ質問です。やっぱりクルマの運転って苦手ですか?」	ジェンダー	公式アカウントでツイート削除, 謝罪 (文章)
6 (2019. 3)	湯布院カントリーロードユースホステル支配人の SNS 発信「世界の女性陣には知って欲しい。皆さんには特大の魅力が備わっているという事を！」	ジェンダー	公式アカウントがツイート削除, 謝罪(文章)。その後日本ユースホステル協会も謝罪 (文章)
7 (2019. 8)	ゴゴスマ～GoGo Smile 出演者による発言「日本男子も韓国女性が入ってきたら暴行しにやいかないからね」	民族差別	同番組中で謝罪 (映像)
8 (2019. 9)	神奈川県知事「あいちトリエンナーレ 2019 企画展「表現の不自由展・その後」についての発言, 同じ趣旨の企画展は「(私なら) 開催を認めない」	表現の自由	謝罪 (神奈川県庁で記者会見)
9 (2019. 9)	週刊ポスト見出し広告「韓国なんて要らない」	民族差別	同紙公式サイトで謝罪 (文章)
10 (2017. 9)	【海外事例】 アフリカ系アメリカ人のいる職場にスイカをプレゼントした職員	民族差別	当該職員を解雇の告知

NEWS ポストセブン週刊ポスト9月13日号掲載の特集について

週刊ポスト9月13日号掲載の特集『韓国なんて要らない!』は、混乱する日韓関係について様々な観点からシミュレーションしたものです。多くのご意見、ご批判をいただきました。なかでも、『怒りを抑えられない「韓国人という病理」』記事に関しては、韓国で発表・報道された論文を基にしたものとはいえ、誤解を広めかねず、配慮に欠けておりました。お詫びするとともに、他のご意見と合わせ、真摯に受け止めて参ります。(『週刊ポスト』編集部)



図1 2019年9月13日号週刊ポスト広告

その結果、この字義的には謝罪を行う文章が謝罪として不適切であるという批判が続出した。梁英聖(2019)によると、この「謝罪」文は、問題とされた差別行為の謝罪として成立しない。以下引用する。

(前略) 多くの批判を浴びて、『週刊ポスト』は本日9月2日午後7時、ウェブサイト上で、すぐに謝罪しました。しかしこの謝罪は、**その場をしのぐために、単にアタマを下げて、世間が忘れるのを待つ、典型的な日本型謝罪**とあっていい、非常に悪質なものです。

(中略)

一見丁寧に見えます。「配慮に欠けておりました。お詫びする」と明確に謝罪してもいます。一体何が問題なのでしょうか。

それはこの謝罪が差別したことを全く認めていないからです。この謝罪はじつは、「**誤解を広めかねず、配慮に欠けて**」いたことに謝っています。つまりここから読み取れる『週刊ポスト』の見解は、

①差別したとは一切認めない。差別だという批判は世間の「誤解」だ。

②謝罪する、だがそれはあくまでも「誤解を広めかねず、配慮にかけて」いたからだ。つまり差別だと「誤解」した責任はじつは読み手や世間にある。
 というものです。(以下略)⁷⁾

また、江川 (2019) は、「何を謝っているのかよく分からない「お詫び」と述べ、週刊ポストの謝罪が差別に対する謝罪として成立しないという点で同様の批判を展開した。以上のような批判を巻き起こした週刊 P 公メッセージが、本稿の対象事例である。

3. 日常会話理解の先行研究

私たち人間の会話は、文字通りの意味の理解だけで成り立っているのではない。字義通りではない内容を推論によって導出して文字通りの意味に付加したり、文字通りの意味とは逆の非字義の意味を理解したりしながら会話を行う。「もうこんな時間ですか、だいぶ暗くなってきましたね」という発話が長居する来客に「帰ってほしい」という意味になったり、お笑い芸人がバラエティ番組で言う「絶対押すなよ！」が「押せ」という意味になったりすることが、推論的な非字義内容の理解を行う例である。Grice (1957, 1969, 1975, 1978, 1989) は、このような非字義内容の存在を指摘し、未完成ながらも理論的整理を行った。Grice の会話の理論は、言語の研究において、語彙の辞書的意味のように公共的かつ客観的とされてきた意味の概念に、話し手の意図という概念を導入した点で画期的であった。Grice (1957) によれば、「話し手は P によって何かを意味した」ということは、「話し手は話し手の意図を認識させることによって発話 P が聞き手に何らかの影響を及ぼすことを意図した」ということであった。主要な先行研究によれば、私たちの会話は、聞き手は話し手が伝えようとしていることを理解しようとするという点で、意図の存在を基礎とする相互的行為である。

3.1 非自然的意味と非自然的意味

Grice (1957) は、意味という用語について、自

然の意味と非自然的意味の区別を導入した。どちらも「P は q ということを意味する」と表現できるが、重要な違いがある。以下に例と説明を引用する。

・自然的意味

例「あの発疹は彼がハシカだということを意味している。」

・非自然的意味

例「あのバスのベルを 3 回鳴らすことはそのバスが満員であることを意味する。」

Grice によれば、発話から伝わる非字義的内容は、非自然的意味の一部である。前者で「しかし実は彼はハシカではなかった」ということができないが、後者では「しかしバスは満員ではなかった」(車掌がベルを鳴らす回数を間違えたんだ、等の理由で)と付け加えて意味内容を取り消すことができる点、すなわち取り消し可能性が、自然的意味と非自然的意味の違いのひとつである⁸⁾。Grice (1969, 1989) の以下の説明のように、非自然的意味は意図概念と関連する。発話とは会話の単位である。A は聞き手 (Audience), U が話し手 (Utterer) をあらわし、下線は引用者による。

「U は x を発話することで何ごとかを意味した」が真であるのは、ある受け手 A に関して、U が次のことを意図しながら x を発話した場合であり、その場合に限られる。

(1) A が特定の反応 r を示すこと

(2) A が U は (1) を意図している と思う (認識すること)

(3) A が (2) の実現を踏まえて (1) を実現すること

つまり、Grice (1969, 1989) にとって、発話の非字義意味の理解とは、A が U の意図する内容を理解する (少なくとも意図していると推定する) ことである。話し手は、聞き手は話し手の意図を理解しようとするという前提で発話をするため、話し手の意図する内容が、発話の理解においてある種の特権的な理論的位置を占めることにつながるのは自然な帰結であろう。また、上述の例の意味の取り消しからわかるように、発話が非字義的に意味する内容が話し手の意図する内容であるか否かという点について、それを決定する権利が話し手に帰属するという

意味で、話し手は権威化 (authorized) されている。

3.2 推論的に導出される非字義的内容の種類と、取り消し可能性

発話理解は、意味論と語用論の分野で説明されてきた。おおまかにいうと、私たちは必要に応じて、含意 (entailment), 前提 (presupposition), 表意, 推意の4つの内容を、推論によって発話に追加して理解する⁹⁾。以下で順番に例示する。Pが理解の対象となる発話、Pから推論的に導出される可能性のある内容がsからvである。また、大文字が発話を、小文字は発話から推論的に理解される内容をあらわす。

P「精一杯生きてきた彼は殺された。これは殺人だ。」

s「彼は死んだ。」…含意

t「彼は精一杯生きていた。」…前提

u「精一杯生きてきた誰々< = 文脈から確定する話し手からみて三人称かつ単数の男性>は殺された。誰々が殺されたことは殺人だ。」…表意

v1「誰々が殺されたことを話し手は残念に思う。」…推意

v2「犯人を捕まえて裁くべきだ。(と話し手は考えている)」…推意

A (聞き手) はU (話し手) の発話Pの字義通りの内容に、sからvのような内容を加えたものを理解する。第一に、含意とは、発話の字義通りの内容から含意ないし帰結する内容である。Pが真であるならsも必ず真であるとき、sはPの含意である。第二に、前提とは、Pがあるためにあらかじめ必要になる内容である。言い換えると、Pからtが真であることを推測できるとき、tはPの前提である。これらに加え、第三に、推論的かつ明示的に伝達される内容が表意である¹⁰⁾。話し手の発話の中の代名詞や固有名詞が示す内容 (直示 deictic) の導出や、文法的、辞書的、論理的に復元が必要な内容の導出、同音異義語の意味の取捨選択等を、聞き手が推論的に行う。uはPの表意の例である。第四に、非明示的に伝達される内容が推意と呼ばれる。話し手は、

自分が伝えたいメッセージをすべて明確に言葉にして発話するとは限らないし、聞き手もそのことを想定して発話理解を行うとされる¹¹⁾。会話の場面や文脈によっては、伝達内容がすべて実際に発話されなくてもメッセージは理解される。v1やv2はPの推意の例である。

続いて、Grice (1975, 1989) が提示した例で、取り消し可能性がどのようなものか示す。

A: ガソリンを切らしてしまった。

I am out of petrol.

U: すぐそこにスタンドがある。…P

There is a garage round the corner.

Pから推論的に導出される内容の例

w「スタンドというのはガソリンスタンドのことだ。」

x「ガソリンスタンドは営業中である。」

y「ガソリンスタンドにいけばガソリンが手に入る (と少なくともUは信じている)。」

wはPの表意の例、xとyはPの推意の例である¹²⁾。A (聞き手) はU (話し手) の発話Pの内容に、w, x, yのような内容を加えて発話理解を行うが、たとえば、Pの後、UはAに対してさらに、Q「でも今日は閉店しているようだ。」と発話するとしよう。Qは、先に導出されたx「ガソリンスタンドは営業中である。」と内容的に矛盾するので、xは取り消され、Aは「Pはxを意味する。」という考え (信念) を棄却するだろう。Grice (1975, 1989) 等の先行研究では、このように推意が取り消し可能であるとされてきた。また、Carston (2002), Walczak (2016) らは、会話の推意だけでなく表意についても取り消し可能であると主張する。たとえば、Pの後、UはAに対してさらに、以下のRを発話するとしよう。

R「スタンド (garage, イギリス英語では「ガソリンスタンド」を意味することがある) というのは車庫 (garage, アメリカ英語では「車庫」を意味することがある) のことで、「ガソリンスタンド (petrol station)」のことではないよ。」

Rは、先に導出されたw「スタンドというのは

ガソリンスタンドのことだ。」と内容的に矛盾するので、wは取り消され、Aは「Pはwを意味する。」という考え(信念)を棄却するだろう。これが、表意の取り消しである¹³⁾。

先行研究では、文脈に依存して推論によって語用論的に導出される非字義的意味は、字義的意味とは異なり、意味の取り違いや深読みなどが表出しうるという点で曖昧さを持ち、それゆえこの取り消し可能性は、会話の非字義意味のあやふやさに対する私たちの直観によく合致すると論じられてきた。そして、取り消し可能性は、「私の発言はそのような意味ではない」と修正する行為、つまり話し手による訂正行為を保証するとされてきた。推意や表意がまったく取り消し不可能であるなら、話し手は自らの発言の意味の解釈について弁明や修正の機会がなくなるであろう。それは、Griceをはじめとする取り消し可能性を認める論者にとって、不自然な事態であろう。取り消し可能性は、非字義的内容の決定について、話し手が権威であることに関係している。

4. 考察一「謝罪」文は公メッセージの非字義的意味を取り消すことができるか

4.1 週刊P公メッセージで拒否される取り消し

この取り消し可能性は、週刊P公メッセージの事例に適用できるだろうか。2.2で、批判者は取り消しはできないと主張している。聞き手である梁(2019)の主張から、週刊P公メッセージの事例を整理しよう。週刊P公メッセージの文章をPとし、聞き手Aが導出した非字義的意味をzとし、話し手U(週刊ポスト公式)が後日発表した「謝罪」文をQとし、Qによってzを取り消すことが可能か、検証する。

P(週刊P公メッセージ)「韓国なんて要らない」
『嫌韓』ではなく『断韓』だ 厄介な隣人にサヨウナラ「10人に1人は要治療(大韓神経精神医学会) 一怒りを抑制できない「韓国人という病理」等

z(Pから非字義的に伝わるとされた意味)「これらは韓国についての差別的な内容であり、韓国に対するヘイトスピーチである。」

Q(謝罪文)「(前略)誤解を広めかねず、配慮に

欠けておりました。お詫びするとともに、他のご意見と合わせ、真摯に受け止めて参ります。」

Aは、Pから、Uの意図した内容として、非字義的内容zを導出した。梁(2019)でAがPから伝達される「意味」について説明を展開していることから、zは推論的に理解されたことがうかがえる。その点で、zの導出は先行研究の予測する通りである。そして、UはQによってzを取り消した。Qはzと矛盾するので、Qはzを取り消すべき積極的な根拠になると思われる(矛盾は受容されないため、他方の棄却を要求するはずだからである)。ところが、Uが新たにQを追加しても、Aはzの取り消しを明示的に拒否した。Aは、Pをzという意味で理解するとき、Uが「(Pは)誤解(z)を広めかねず、配慮に欠けておりました。お詫びする(後略)」すなわち、Pと言ったがそれはzという意味ではなかったと明示しても、それを承認しなかった(「いや、あなたのPという発言はzを意味していたはずである」と主張し続けた)。それどころか、Qという発言を追加した行為から、Aは以下のaを新たに導出した。

a「UはQによって、「差別だ」という批判は世間の「誤解」だ。謝罪するがそれはあくまでも「誤解」を広めかねず、配慮にかけて」いたからだ。つまり差別だと「誤解」した責任はじつは読み手や世間にある。」と主張している。¹⁴⁾

つまり、AはQが欺瞞的である(つまりQは本心からの「真なる発言」ではなく、zを隠蔽するための見せかけの謝罪にすぎない)との批判を展開し、Qによるzの取り消しを拒否している。このように、週刊P公メッセージは、QによってPから導出したzの取り消しは不可能だと主張される事例である。

4.2 取り消し可能説と取り消し不可能説による説明

このような事態は、先行研究の説明と整合するだろうか。それを検討するために、先行研究の枠組みを用いて説明を試みる。先行研究の予測が正しけれ

ば、zは聞き手によって推論的に、すなわち語用論的に導出された内容であるので、含意、前提、推意、表意のいずれかである。まず、推意と表意の例(w, x, y)で検討してみよう。週刊P公メッセージに対して行われた批判と同様の取り消しの拒否を、Griceの提示したガソリンスタンドの事例に当てはめるとしたら、以下のようになる。すなわち、AはUの発話
P「すぐそこにスタンドがある。」
から、

w「スタンドというのはガソリンスタンドのことだ。」

x「ガソリンスタンドは営業中である。」

y「ガソリンスタンドにいけばガソリンが手に入る(と少なくともUは信じている)。」

と考えた後にさらにQやRを聞く。

Q「でも今日は閉店しているようだ。」

R「スタンドというのは車庫のことで、「ガソリンスタンド (petrol station)」のことではないよ。」

しかし、「いや、あなた(U)はPによってwやxやyを意味したのだから、QやRの追加によってwやxやyを取り消すことはできない」と主張(批判)することになる。言い換えると、「あなた(U)はPによって、「スタンドというのはガソリンスタンドのことで、ガソリンスタンドは営業中である」と非字義的に意味したはずであり、QやRによって今更「スタンドというのはガソリンスタンドのことで、ガソリンスタンドが営業中であると伝えようとしたのではなかった(そのように意図していなかった)」と主張するのは不適切である(あるいは、道徳的でない、許されない、等々)。」と主張することになる。

このような説明は先行研究の枠組みとしてありうるだろうか。3.2で示したように、取り消し可能とされる先行研究の事例では、聞き手による非字義的意味の理解とは、話し手の意図を理解(しようと)することであり、それゆえその意味の取り消し権は話し手に帰属していた。また、そのような取り消し可能性が存在することが、推論的・非字義的意味の

特徴として重要視されてきた。Grice(1957)以後の理論において、話し手の意味(speaker's meaning)、すなわち話し手の意図する内容が概念的に重要であるため、上記のQやRによってwやxやyを取り消し可能である見込は薄い。したがって、推意と表意の説明的枠組みでは、週刊P公メッセージを扱えない。

それでは、zはPの含意や前提だろうか。そうは思われぬ。前提は、先行研究の定義から¹⁵⁾、元の命題(P)とその否定の命題($\neg P$)の両方が含意する内容である。しかし、週刊P公メッセージから導出されたz、「韓国に対する差別的な内容である」は、そもそも、元の命題、たとえば「韓国なんて要らない。」の含意ではない。前者の命題が真であることは、元の命題が真であることから導かれない、つまり、元の命題から必然的に導かれないからである。仮にこの点を大幅に無視し、先行研究の定義¹⁶⁾をくつがえして、zがPの含意や前提であると認めるとしても、zの取り消し拒否は、先行研究でうまく説明できない。Geurts(2010)やDavies(2017)は、語用論における含意や前提が取り消し可能であることを示唆するが、取り消し可能性を話し手の意図に関連付けて論じており、話し手が意味の決定や取り消しの権威である。したがって、たとえzが含意か前提であったとしても、推意や表意の取り消しと同様の問題、つまり、「話し手に取り消し権がない状態で聞き手の主張によって取り消しを拒否される事例を説明できない」という問題は未解決のまま残る¹⁷⁾。

それでは、非字義的内容の取り消しが不可能とする議論によって、zの取り消し拒否を説明できるだろうか。Burton-Roberts(2010)やCapone(2009, 2010)は、Grice等の議論に反して、会話の推意が取り消し不可能だと主張する¹⁸⁾。これらの議論の骨子は、話し手は「意図したものを意図しないことはできない」ため、(少なくとも会話の推意のうちの特定的な推意(particularized conversational implicature)は)その定義上取り消し不可能というものである。つまりこれらは、意味理解において話し手の権威を保持する立場を踏襲する、推意が話し手の意味であるという議論であり、「話し手の意図に反する取り消しはできない」ことを主張すると思

われる。したがって、話し手自身の取り消しを聞き手側が拒否するという週刊P公メッセージの事例を説明できない。

ここまでの議論をまとめると次のようになる。週刊P公メッセージのzは、Pから推論的に導出された内容であるという点で、語用論的な説明対象といえる。推論的に導出される内容は、含意、前提、表意、推意のいずれかである。zは含意や前提であるとはいえない。たとえ先行研究の定義を修正し、zが含意や前提であるといえるとしても、推論的内容の取り消しを話し手の意図によって説明する先行研究では、zの取り消し拒否は説明できない。zが表意あるいは推意である場合、推意あるいは表意を取り消し可能とする先行研究も、取り消し不可能とする先行研究も、話し手の意図概念を用いる理論的枠組みを持つために、聞き手によるzの取り消し拒否を説明できない。

5. 結論と今後の課題

先行研究の整理と、週刊P公メッセージの事例の分析から、取り消し可能性の議論は、意図が帰属されると同時に意図の取り消し権を帰属されてきた話し手の権威に関連しており、そのために実際の現象を十分に説明できないと結論する。週刊Pメッセージにおける取り消し可能性の問題は、非字義的意味の取り消しが人間の言語理解の現象一般として可能か否かという、先行研究で取り上げられてきた論点だけでなく、話し手の「取り消し権」と呼ぶべきものの、話し手の権威と道徳性、発話を対象とする道徳的非難の問題に関わると予測する。つまり、取り消し可能性の議論の複雑さの一部は、倫理的な免責性に関連している。

週刊P公メッセージおよびその謝罪文の発信者の主張のポイントは、「差別的発言をしたが差別的意図はない」という点にある。したがって、週刊P公メッセージ問題の焦点は、「差別的意図はないが差別的発言をすることが可能か（意図がない場合発言から導出される意味を取り消すことが可能か）」という点にある。週刊P公メッセージとそれに対する反論の議論構成から、もし「差別的意図はないが差別的発言をすることが可能である」なら、ここか

ら倫理的な推論として、以下のような主張が展開されることは予想できる。すなわち、「差別的意図はないが差別的発言をすることが可能である」なら、「発言の意図に（差別等の）問題がない場合に言葉の表現に失敗することは可能」であり、それゆえ、「表現の失敗について謝罪をすること」と「意図がないにもかかわらず差別的発言と受け取られたことについて免責されること」は（論理的に、あるいは倫理的、道徳的、社会的に）両立する、という倫理的な主張である。2.2でみてきたように、週刊P公メッセージに対する批判者は、話し手がするであろうこの推論全体を先取りしたうえで、そのような主張をする話し手を倫理的な批判の対象としている。

週刊P公メッセージの事例を先行研究の議論に当てはめると、可能性は以下の6つになる。

週刊P公メッセージから導出された非字義的意味（ヘイトスピーチ）は、

- (1)a 会話の推意であり、取り消し可能である（Grice理論に合致）
- (1)b 会話の推意であるが、取り消し不可能である（Griceの理論の反論となる）
- (2)a 会話の表意であり、取り消し可能である。（Sperber & Wilsonの理論等の反論）
- (2)b 会話の表意であるが、取り消し不可能である（Sperber & Wilsonの理論等に合致）
- (3)a その論理的含意であるが、取り消し可能である（Grice理論、Sperber & Wilsonの理論等、さらにStrawson的含意の定義への強い反論）
- (3)b その論理的含意であり、取り消し不可能である（Grice理論とSperber & Wilsonの理論等に合致）

週刊P公メッセージの話し手の主張は(1)aか(2)aか(3)aであろう。そして、聞き手の主張は(1)bか(2)bか(3)bとなろう。しかし、4節で述べたように、週刊P公メッセージの事例の取り消し拒否現象は、先行理論の話し手の意図概念の修正あるいは除去を要求する。つまり、上記(1)-(3)はそのままではいづれも有望な仮説ではない。取り消し可能性の議論における話し手の権威と倫理的免責性について検討するため、今後の具体的な課題として、①取り消し可能性が適用されない他事例の収集と分析を行い、

②非字義的意味の取り消し権（すなわち意味の少なくとも部分的な決定権）が話し手に帰属される（べき）か、それともそのような権利は話し手から切り離されるのかという点を確認する必要がある。そして、もしそのような権利が話し手にないのなら、③意図概念を、非字義的意味導出の説明的枠組みから取り除く理論的修正案を検討することが必要である。

6. 注

- 1) たとえば、1961年のいわゆる「宴のあと」事件では、損害賠償とともに謝罪広告を求めている（東京地判昭和39年9月28日下民集15巻9号2317頁）。
- 2) 2018年のスマートフォンの個人保有率は64.7%（ $n=42744$ ）、SNSの個人利用状況は60.0%（ $n=2485$ ）、インターネットの個人利用率は79.8%（ $n=40664$ ）である（総務省平成30年通信利用動向調査より）。
- 3) *explicature*には表意や明意、*implicature*には推意、含み、含意など複数の訳語があるが、本稿では*explicature*を表意、*implicature*を推意と呼ぶ。
- 4) 取り消し可能性（*cancellability, defeasibility*）は、元々はGrice（1975, 1989）が会話の推意の特徴（推意判定のテスト候補）として提示した4つ（取り消し可能性、分離不可能性、計算可能性、非慣習性）のひとつである。本稿は、Grice以後のいわゆる推論モデルにおいて取り消し可能性が重要な特徴として認識され続けてきたことが確認できればよいため、推意の特徴の既存のリストや特徴の理論的妥当性については踏み入らない。
- 5) いわゆるヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号））、等。
- 6) 田中 & 山口（2016）等では、炎上の明確な定義や炎上の目安となる拡散アカウント数やポスト（投稿）数はまだ明らかでないとしている。本研究は目安としてこれらの数値を措定した。
- 7) 原文では、引用1行目「ウェブサイト上で」にハイパーリンクを示す下線がある。太字は原文ママ。
- 8) 取り消し可能性に関しては、Griceに先立ち、たとえばCarnap（1939）、Carston（2002）、Levinson（2000）等、意味論と語用論の区分の議論の主要なアイデアのひとつとして「取り消し可能なものは語用論的な推論である」という考えがある。取り消し可能性の理論的否定は、意味論の意味と語用論の意味（字義的意味と非字義的意味）との区分の基礎的なアイデアをくつがえすであろう。
- 9) 含意、前提、表意、推意は語用論の概念であり、論理学の概念とは定義が異なる。含意について、Grice（1957）等の言語哲学者がいわゆる*logical entailment*について言及する一方、意味論や自然言語処理の論者、たとえばBos & Markert（2005）等は、*textual entailment*や*conversational entailment*等の議論を展開している。推論的に理解される含意（*entailment*）概念の精緻化はまだ途上である。
- 10) 表意、推意の順で説明したが、時系列的にはGriceの推意の議論に続いてSperber & Wilson（1986, 1995）が表意を導入し、Carston（2000）が整理した。
- 11) 話し手が伝達内容をすべて言語化しない会話の原理については、Horn（1989）を参照されたい。
- 12) この例に限らず、ある発話から推論的に導出される内容のどの部分が表意であり推意であるかという点は多くの議論を巻き起こしており、決定的な線引きを示す先行研究はまだない。本稿では、表意と推意を会話の理論の概念として認めるものの、定義問題や個別事例の分析の詳細には踏み入らない。
- 13) 表意の取り消し可能性についてはいまだ決定的な結論は示されていない。たとえば、Carston（2002）やWalczak（2016）は表意が取り消し可能と主張する一方、Burton-Roberts（2010）やCapone（2009）は取り消し不可能としている。
- 14) aは梁（2019）文中①②の内容より再構築した。
- 15) Frege（1892）等。
- 16) Strawson（1950）等。ただし、Moldovan（2019）は、含意が会話の推意になりうるとし、その場合の取り消し可能性を論じている。
- 17) 注12-13から、週刊P公メッセージから導出されるzがどのような種類の意味内容かという点は本稿だけで結論づけることができないため、保留する。
- 18) 推意の取り消し可能性について、他に、Grice（1989）、Sperber & Wilson（1986, 1995）は取り消し可能、Weiner（2006）は一部取り消し不可能と主張している。取り消し可能性の精緻化に問題があるという主張（Capone, 2009）や、取り消し可能性に関連する話し

手の意図概念に理論的問題があるという主張 (Haugh 2008) もあり, 表意と推意の取り消し可能性の問題についての議論は錯綜している。しかし, 先行研究をみるかぎり, 推意および表意のすべてが取り消し不可能であるという主張はない。本稿は, 先行研究において表意も推意も (少なくとも部分的には) 取り消し可能とされていること, 取り消し可能性の議論は話し手の意図概念に関係して論じられてきたということの2点から, 取り消し可能性について検討する意義があると考ええる。

文献

- Bos, J. & Markert, K. (2005). Recognising Textual Entailment with Logical Inference. Proceedings of the conference on Human Language Technology and Empirical Methods in Natural Language Processing (HLT/EMNLP 2005). Vancouver, British Columbia, Canada, October 06-08, 628-635.
- Burton-Roberts N. (2010) Cancellation and Intention. Chapter 9 In *Explicit Communication: Robyn Carston's Pragmatics*. Soria, B. and Romero, E. (Eds.) Palgrave Macmillan, London. 138-155.
- Capone, A. (2009). Are explicatures cancellable? Toward a theory of the speaker's intentionality. *Intercultural Pragmatics* 6: 55-83.
- Capone, A. (2010). What can modularity of mind tell us about the semantics/pragmatics debate? *Australian Journal of Linguistics*, 30: 497-520.
- Carnap, R. (1939). Foundations of Logic and Mathematics. In *International Encyclopaedia of Unified Science*, vol. I n. 3, Chicago : University of Chicago Press.
- Carston, R. (2000). Explicature and Semantics. UCL Working Papers in Linguistics 12: 1-44. Reprinted In *Semantics: A Reader*. S. Davis, B. Gillon (eds), 2004, Oxford: Oxford University Press, pp. 817-45.
- Carston, R. (2002) *Thoughts and Utterances: The Pragmatics of Explicit Communication*. Oxford: Blackwell.
- Davies, A. (2017). Entailments are Cancellable, *Ratio* 30 (3):288-304.
- 江川紹子. (2019). その軽さと分かりやすさを憂う～『週刊ポスト』の”嫌韓”記事をめぐって. <https://news.yahoo.co.jp/byline/egawashoko/20190905-00141391/> 更新年月日 2019.09.05 17:17, 最終閲覧年月日 2019.10.10 15:00.
- Frege, G. (1892). *Über Sinn und Bedeutung*, *Zeitschrift für Philosophie und philosophische Kritik*, C: 25-50. English Translation: “On Sense and Meaning”, in *Frege: collected works*, McGuinness, B. (ed), Oxford: Basil Blackwell, 157-177.
- Geurts, B. (2010). *Quantity implicatures*. Cambridge: University Press.
- Grice, H. P. (1957). Meaning, *The Philosophical Review*, 66: 377-88. Reprinted in SWW.
- Grice, H. P. (1969). Utterer's Meaning and Intentions, *The Philosophical Review*, 68: 147-77. Reprinted in SWW.
- Grice, H. P. (1975). Logic and Conversation, in *The Logic of Grammar*, D. Davidson, G. Harman (eds), Encino, CA: Dickenson, 64-75. Reprinted in SWW.
- Grice, H. P. (1978). Further Notes on Logic and Conversation', in *Syntax and Semantics: Pragmatics*, v9, P. Cole (ed.), New York: Academic Press, 183-97. Reprinted in SWW.
- Grice, H. P. (1989), *Studies in the Way of Words* (SWW), Cambridge MA: Harvard University Press.
- Haugh, M. (2008). The place of intention in the interactional achievement of implicature. In *Intention, Common Ground and the Egocentric Speaker-Hearer*, I. Kecskes, J. Mey, (ed.), Berlin and New York: Mouton de Gruyter.
- Horn, L. (1989). *A Natural History of Negation*. Chicago, IL: The University of Chicago press.
- Levinson, S.C. (2000). *Presumptive meanings: the theory of generalized conversational implicature*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Moldovan, A. Can Entailments Be Implicatures? In *Philosophical Insights into Pragmatics*. P. Stalmaszczyk (ed.), De Gruyter. 43-62.
- 梁英聖. (2019). 『週刊ポスト』の日本型謝罪に騙されないように～日本型謝罪テクノロジー (2), 更新年月日 2019.09.02 22:38, <https://note.mu/ryangyongsong/n/n753cda55ffc8> 最終閲覧年月日 2019.10.10 15:00.
- 総務省 (2019) 平成 30 年通信利用動向調査 (世帯編) の概要, http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/gaiyo/HR_outline_1.pdf 更新年月日 2019.05.31, 最終閲覧年月日 2019.10.10 15:00.

- Sperber, D. & Wilson, D. (1986). *Relevance: Communication and Cognition*. Oxford: Blackwell. (2nd edition 1995)
- Strawson, P. F. (1950). On referring, *Mind*, 59: 320–44.
- 週刊ポスト編集部 . (2019). https://www.news-postseven.com/archives/20190902_1444923.html 更新年月日 2019. 09. 02 19:00, 最終閲覧年月日 2019. 10. 10 15:00.
- 田中辰雄, 山口真一. (2016). 『ネット炎上の研究：誰が
あおり, どう対処するのか』. 勁草書房.
- Walczak, G. (2016). On explicatures, cancellability and cancellation. *Springerplus*; 5(1) 1115. Published online 2016 Jul 19.
- Weiner, M. (2006). Are all conversational implicatures cancellable? *Analysis*. Volume 66, Issue 290.

Abstract

Speaker's Intention, Cancellability, and Moral Blame in the Case of a Japanese Public Message

Yukiko Kawaguchi ^[1]

[1] Faculty of Development and Education Department, Uekusa Gakuen University

The purpose of this study is to apply a pragmatic approach to examining a case involving a Japanese speaker's intention. Japanese advertisements that were discontinued due to human-rights-related complaints were analyzed. One example of an apology for a retracted public message in 2019 was suspected of "non-apology apology," involved the speaker insisting on cancelling the non-literal content derived from the message while the hearer rejects such an action. This paper outlines previous studies on pragmatic inference and cancellability of conversational implicatures and explicatures, then shows how the non-literal content inferred from the public message in question is alleged to be non-cancellable. This study concludes that a modified theory of speaker's intention and pragmatic inference in cancelling what is meant with regard to moral blame and ethical responsibility in public messages is necessary.

Keywords: Intention, Cancellability, Non-literal meaning, Non-apology apology, Publication.